



羽生市監査告示第2号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、羽生市長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和8年2月24日

羽生市代表監査委員 鈴木康夫

1. 措置を講じた部課  
総務部 地域振興課

2. 監査結果報告日  
令和8年2月5日（羽監発第6号）

3. 措置通知受理日  
令和8年2月19日

4. 監査の結果及び講じた措置の内容  
監査の結果（指摘事項）

地域振興課が所管している団体の通帳管理について、不適切な現金の支出及び戻入を確認した。

当該団体の通帳管理については公金に準じた扱いとなるため、公金同様厳格な取扱いを行うべきである。現金の支出及び収入については、必要な措置を取るとともに今後適正な事務処理を求める。

5. 措置の内容

本件は、団体の通帳管理に対する公金に準じた取扱いの認識が十分でなかったこと及び確認体制が不十分であったことによるものである。

このため、直ちに当該団体の現金出納状況を精査し、不適切な処理について確認及び是正を行った。

今後は、団体通帳について公金に準じた管理を徹底するため、通帳管理体制の明確化（通帳を持ち出す際の課長の許可）、複数職員による確認体制の構築（ダブルチェック体制の構築）及び定期的な内部点検（月に1回）の実施を図り、適正な事務処理の確保及び再発防止に努める。